

(様式第3号)

処理コード
3417 01

農業者年金被保険者証に記載されている「記号番号」を正しく記入して下さい。

農業者年金

- 被保険者資格喪失届出書
- 任意脱退届出書

該当する届出書に○をして下さい。

提出年月日
令和 4 年 5 月 8 日

記入方法

記入方法をよくお読みになり、黒のボールペンで楷書で記入して下さい。

(資格喪失の場合)
該当する喪失事由に○をして下さい。

国民年金の第2号被保険者となった日(厚生年金保険等の資格取得日)を(6)欄に記入して下さい。

国民年金の第3号被保険者となった日(厚生年金保険等の資格取得日)を(6)欄に記入して下さい。

国民年金の保険料を納付することを要しないものとされた月の初日を(6)欄に記入して下さい。

農業に従事する者でなくなった日の翌日を(6)欄に記入して下さい。

国民年金の任意加入被保険者でなくなった日を(6)欄に記入して下さい。

届出者記入欄	(1) 農業者年金被保険者証の記号番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1 1 2
	(2) (フリガナ) 氏名	カネノ タロ 農年 太郎
	(3) 生年月日	昭和 平成 2 6 2 0 2 0 5
	(4) 住所	郵便番号 1 2 3 - 4 5 6 7 [フリガナ] トウキョウト ミナトク ニシジンプashi 1-6-21 東京都 港区 西新橋 1-6-21

私は、以下の事由により農業者年金被保険者資格を喪失しました。

(5) 資格喪失事由	11	×	国民年金第2号被保険者となった(農林漁業団体役員期間に該当する法人の常勤役員となった場合を除く。)又は、国民年金の被保険者の資格を喪失した。
	23	2	農林漁業団体役員期間に該当する法人の常勤役員となったため、国民年金第2号被保険者となった。
	12	3	国民年金第3号被保険者となった。(被扶養者となった。)
	13	4	国民年金保険料の納付が免除された。
	15	5	農業に従事する者でなくなった。
	28	6	国民年金の任意加入被保険者ではなくなった。(60歳~64歳)
	25	7	その他()

(6) 資格喪失事由が生じた年月日 平成 令和 3 4 0 4 0 5 0 1

届書の流れ (JA ↓ 農委 ↓ 基金)

(任意脱退の場合)
様式右上の「提出年月日」と同日を記載して下さい。なお、農業者年金被保険者の資格喪失日は、提出日の翌日となります。

(7) 私は、農業者年金の脱退を申出しました。任意脱退届出書の提出日は次に記した日です。

平成 令和 3 4 年 月 日

(8) 資格喪失が生じた年月日 平成 令和 3 4 年 月 日 喪失理由 × 16

資格喪失年月の前月分以前の保険料について、請求(口座振替)の滞りなく、一時停止を申出する場合は「11」に○をして下さい。

(9) 私は、この請求猶予の申出により保険料が納付できなくなったことに伴って生ずる不利益を理解したうえで、私が納付すべき保険料のうち未納となっている保険料について、請求猶予を申出します。

1. 請求猶予の申出を行い、納付しません。

2. 請求猶予の申出を行わず、納付します。

(留意事項)

1. 請求猶予の開始は、当該申出が基金で電算処理された月以降(速くて申出月の翌月以降)となりますのでご了承願います。
2. 請求猶予期間中においても時効は進行しますので、時効が完成した未納保険料については、保険料の請求再開を申出することはできません。
3. 保険料請求再開を希望される場合は、「農業者年金保険料請求猶予申出撤回届出書」(様式第114号)をご提出ください。

(保険料の還付(返金)が生じた場合の還付方法について)

(10) 直接還付 私は、今回の資格喪失(任意脱退)の決定により納め過ぎた保険料の還付(返金)が生じた場合、同時に提出する「様式第120号 農業者年金保険料還付金振込先届出書」で申し出た口座への振込(直接還付)を希望します。

直接還付を希望します。

※JA記入欄	★農業委員会記入・確認欄	×基金記入欄
任意脱退の場合、JAの受付年月日(=提出年月日=(7)欄の年月日)の翌日が農業者年金の被保険者資格喪失日になるので留意してください。	届出の内容は、事実と相違ないことを確認 令和 年 月 日 農業委員会会長	保険料の還付(返金)が生じた場合の振込先をあらかじめ申出することで、還付の請求手続を行ったものとみなされ、還付請求の書類の提出を省略することが可能です。(直接還付といえます。)
※ 受付印	★ 受付印	直接還付を希望する場合は、□にチェックを記入してください。 また、この届出書と同時に様式第120号「農業者年金保険料還付金振込先届出書」を提出してください。
TEL - -	TEL - -	